

# 地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業

## 事業目的・背景・課題

- 災害の激甚化・頻発化や訪日外国人旅行者の増加に伴い、訪日外国人旅行者が、旅行中に災害に遭うケースや医療機関を受診するケースの増加が見込まれる。
- 更なる地方誘客促進に向けて、訪日外国人旅行者が日本各地を安全・安心に訪れることができる旅行環境整備が必要であり、地域における観光客を含めた危機管理体制の検討・構築、クマの出没情報など多言語での正確な情報発信、観光施設等における非常時対応機能強化、医療機関におけるキャッシュレス決済等の整備等を推進する。

災害時、観光案内所に観光客が集まっている様子



雪害の例



## 事業内容

## 事業イメージ

### ①地域における観光危機管理計画の策定補助

- ・ 各地域における訪日外国人旅行者を含めた観光客に対する災害時の対応方針等の計画策定を支援する（既存の地域防災計画等について観光に関する記載を追記・拡充する対応も支援対象）。



非常用電源装置

### ②観光施設等の避難所機能・多言語対応機能の強化

- ・ 訪日外国人旅行者等の安全・安心確保のため、観光施設等における非常用電源装置や災害用ドローン、熱中症対策設備等の整備、クマの出没情報など多言語での正確な情報発信の環境整備等を支援する。



熱中症対策設備

### ③医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化

- ・ 訪日外国人旅行者が医療機関を受診する場合の利便性向上に向けて、キャッシュレス決済の導入、医療機関内の多言語化等の環境整備を支援する。



災害用ドローン

## 事業スキーム

キャッシュレス決済環境 多言語による情報発信

- ・ ①：直接補助事業（都道府県の場合：補助率2／3、上限500万円。市区町村の場合：補助率1／2（市区町村が所在する都道府県が策定済み又は策定予定とみなせる場合には、補助率2／3）、上限500万円。） 直接補助対象：地方公共団体
- ・ ②：直接補助事業（補助率1／2） 直接補助対象：民間事業者、地方公共団体、DMO等
- ・ ③：直接補助事業（補助率1／2） 直接補助対象：民間事業者等



補助メニュー	(1)災害時の観光施設等における避難所機能の強化 (2)観光客の安全・安心に資する観光施設等における多言語対応機能の強化 (3)訪日外国人患者受入機能の強化 (4)災害時等における観光危機管理の強化
立地要件	訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域。  なお、以下の地域における事業について優先的に採択。 <ul style="list-style-type: none"><li>「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針」に基づき観光危機管理計画を策定した地域</li><li>「地域防災計画」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域</li><li>日本政府観光局により、上位のカテゴリーに認定されている又は認定の見込みがある観光案内所を補助対象とする事業</li></ul>
補助率	補助対象経費の2分の1（※）以内 ※（4）災害時等における観光危機管理の強化については、都道府県が申請する場合、及び所在する都道府県が観光危機管理計画等を策定済み、もしくは策定予定と見なせる市区町村が申請する場合は補助率3分の2以内
補助対象外経費	・土地の取得に要する経費 ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費 ・消耗品、保険料、SIMカードや通信費等のランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費 ・人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する費用

# 補助対象事業者、補助対象施設等について

	補助対象事業者	補助対象施設等
(1)災害時の観光施設等における避難所機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>観光案内所・観光施設等</b>を設置し、若しくは管理する者</li> <li>・観光地における<b>店舗・事業所等</b>を運営する者</li> </ul>	<p><b>訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れると推定される</b> 以下の施設等を補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 神社、寺院、又は教会</li> <li>(2) 城跡、城郭、又は宮殿</li> <li>(3) 庭園又は公園</li> <li>(4) 動植物園又は水族館</li> <li>(5) 博物館又は美術館</li> <li>(6) テーマ公園又はテーマ施設</li> <li>(7) 外国人観光案内所</li> <li>(8) 道の駅、みなとオアシス等</li> <li>(9) 上記以外で訪日外国人旅行者の利用が見込まれる観光施設等（※）</li> </ul>
(2)観光客の安全・安心に資する観光施設等における多言語対応機能の強化	上記と同様	<p>上記と同様 (なお、本メニューに限っては宿泊事業及び交通事業に係る施設の整備も補助対象とする。)</p>
(3)訪日外国人患者受入機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>病院・診療所等</b>を設置し、又は管理する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所、歯科診療所 <b>「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」</b>（観光庁・厚生労働省）に登録している、または登録の見込みがあるもの</li> </ul>
(4)災害時等における観光危機管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>地方公共団体</b></li> </ul>	<p><b>補助対象経費については、以下のとおりとする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 観光危機管理計画の策定</li> <li>(2) 観光危機管理計画に基づく訓練</li> <li>(3) その他</li> </ul>

※補助対象事業者に該当し、かつ、補助対象施設等に記載された施設のうち、「上記以外で訪日外国人旅行者の利用が見込まれる観光施設等」に該当する施設であったとしても、施設の性質・態様により補助対象とならない可能性がありますので、予めご了承ください。

# 応募にかかる補足事項

## ○補助対象施設等における旅行者の年間総入込者について

避難所機能の強化及び多言語対応強化（別紙1）に記載。

令和7年又は令和7年度の実績によるものとし、利用者の内訳等で集計がなされていない場合には、合理的な方法で算出された入込者数を記載するものとします。ただし、施設の開業時期や訪日外国人受入開始時期が1年未満の場合には、その実績又は事業計画等で定めた入込数とします。

## ○優先的に採択する事業について

以下の3つの地域における事業については優先的に採択します。

- ①「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針」に基づき観光危機管理計画を策定した地域
- ②「地域防災計画」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域

各地方自治体等で既に策定済みの「地域防災計画」等において、訪日外国人旅行者の避難計画等を定めている場合に、その地域

- ③日本政府観光局により、上位のカテゴリーに認定されている又は認定の見込みがある観光案内所を補助対象とする事業を対象とする。

## ○躯体工事について

本事業での躯体工事については、避難所機能の強化のトイレは増改築（新築は除く）、避難スペース、備蓄倉庫等、災害用トイレは新築・増改築が補助対象となります。

## ○関係地方公共団体との調整について

避難所機能の強化では「災害発生時に避難のため当該施設を利用すること」、多言語機能強化では「災害発生時の当該施設利用者の避難・誘導対応」について、施設の所在する市区町村等と当該施設の間で調整がなされていることを言います。

それぞれ事業計画書の別紙1、別紙12（避難所機能の強化・当該市区町村等作成）、別紙14（多言語対応機能強化・当該市区町村等作成）で確認します。

## ○「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について

医療機関が多言語対応機能強化の補助を受ける場合、標記のリストに登録されているか、令和8年度中にリストに登録されることが要件となります。登録されるには、医療機関が所在の都道府県に申請する必要がありますが、登録は年2回（6月と12月）のため、令和8年度内に登録されるためには、令和8年12月の登録が期限となりますので、登録予定で申請される場合にはご注意下さい。

登録方法や登録手続きの期限等の詳細は都道府県（衛生主管部局）に問い合わせ下さい。

また、リストに登録されている医療機関は、観光庁・厚生労働省のHPにて確認が可能です。

## ○宿泊事業者の定義について

宿泊事業者とは旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた事業者が行う事業としますを指します。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除きます。）

# 応募期間等

## 応募期間等

応募期間：令和8年2月2日(月)～令和8年9月25日(金)17時 [必着]

- ※ 期間中、毎月末を応募〆切日とさせていただきます。
- ※ 原則、応募いただいた月の翌月末を目処に審査結果をお伝えします。
- ※ 予算がなくなり次第、予告なく募集を終了させていただきます。

## 応募件数

応募は、一つの補助対象施設等につき、事業計画書提出は1件とします。

同一の設置主体が複数の補助対象施設等について応募を希望する場合は、補助対象施設等ごとに事業計画書を作成してください。  
また、同一の設置主体が複数の整備事業について応募を希望する場合は、事業ごとに事業計画書を作成してください。

## 注意事項

- ・本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含みます。）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けたことが決まっている場合は、補助対象外となります。  
国からの補助とは別に都道府県等自治体からの補助金等を受けることは可能ですが（補助金等の財源が国費である場合を除きます）。
- ・本補助事業の交付対象となる経費は、以下のAからCの条件すべてを満たすものとします。
  - A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
  - B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
  - C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費
- ・地方公共団体が事業主体となる場合には、地方財政措置が適用されます。

調整

交付申請

事業実施

事業完了

支払請求

補助対象事業者（地方公共団体・民間事業者等）

**事業計画書 提出**

内容の精査、協議

審査結果の通知（内示）

**交付申請書 提出**

毎月末より概ね約2ヶ月後

交付決定通知書

**交付決定後、契約・発注**

※事業の内容や金額に変更が生じると判明した時点で  
すみやかに事業を中断し、各運輸局等にご相談ください。

必要に応じて  
進捗状況確認**完了実績報告書 提出**

（事業完了後1ヶ月を経過した日、  
または翌年度の4月10日のいずれか早い日まで）

補助金額の確定通知書

**支払請求書 提出**

完了実績報告書提出後、  
2ヶ月～3ヶ月程度

支 払

地方運輸局等（観光庁）

## 観光危機管理計画等作成の「手引き」

観光庁では、多くの自治体・観光関連事業者等で災害時の外国人旅行者対応のための事前準備や災害対応マニュアルの整備が進んでいない等の課題を受け、災害時に外国人旅行者の対応をする行政機関や事業者等向けに、具体的な対応行動の方針を示すことを目的とした「非常時における訪日外国人旅行者対応マニュアル作成のための指針」を2021年（令和3年）3月末に作成し公表しております。

また、同指針に基づき、内容をより具体化し、策定のポイントをまとめた実務者向けの「観光危機管理計画等作成の「手引き」」を作成し、2022年（令和4年）3月に公表致しました。

本事業では、指針に基づき、外国人旅行者の安全確保を行う、「観光危機管理計画」を策定した地域、「地域防災計画」等で訪日外国人旅行者の避難計画を定めた地域における事業は優先的に採択致します。

「観光危機管理計画」の策定にあたり、「手引き」を是非ご活用ください。

「観光危機管理計画等作成の「手引き」」：[https://www.mlit.go.jp/kankochou/topics08\\_000202.html](https://www.mlit.go.jp/kankochou/topics08_000202.html)

## 「訪日外国人観光客の受入れ関連情報」サイト

訪日外国人旅行者の受入れに役立つマニュアルや資料をまとめたサイトを観光庁HPに掲載しております。

URL：[https://www.mlit.go.jp/kankochou/page03\\_000076.html](https://www.mlit.go.jp/kankochou/page03_000076.html)

### ＜掲載内容＞

- ・訪日外国人旅行者用災害時に役立つツール
- ・外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」の紹介
- ・外国人旅行者向け「伝わる表現」用語集（日・英・中（簡体・繁体）・韓） 等

# 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について

## 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」

本事業の補助メニュー「訪日外国人患者受入機能の強化」では、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたりスト」に登録している、または登録の見込みがある病院、診療所、歯科診療所を補助対象としています。

同リストは厚生労働省と観光庁が連携して一元化し、年に2回（6月、12月）更新を行っています。

更新したリストについては、多言語化（英語・中国語（簡体字／繁体字）・韓国語）を行い、日本政府観光局（JNTO）ウェブサイトでも公開しております。

### <医療機関リスト（一部抜粋）>

都道府県	二次医療圏	医療機関	医療機 関(英語)	郵便番 号	住所 (英語)	住所 号	電話番 号	受付時 間	WEBサイ ト	対応診 療科と対 応外国 語	利用可 能なクレ ジット カード	その他利 用可能な サービス	24時間 365日	災害撲 滅対応可 否
北海道	105 後志	医療法人社団太田整形外科医院	Ota Ortho	047-0263	北海道小樽市8-24,Mihai	0134-62-6月火木金	8:00~18:00	~2月火木金	http://www.整形外科:EN	EN	○	○	○	○
北海道	105 後志	ニセコインターナショナルクリニック	niseko	044-0081	北海道虻田郡8-100 Ya	0136-21-5夏期間(4~9月)	~18:00	~21:00	www.nisek	家庭医療(VISA, MAE)	○	○	○	○
北海道	106 南空知	独立行政法人労働者健康安全機構北海道中央労災病院	JapanOrg	068-0004	北海道岩見沢市16-5Higash	0126-22-1月~金	8:00	~18:00	http://hok	内科:EN, VISA, MASTER, AMEX, DinersClub, JCB	○	○	○	○
北海道	109 西胆振	社会福祉法人北海道社会事業協会洞爺病院	Corporatio	049-5605	北海道虻田郡Takas	0142-74-2月~金	8:00~18:00	~2月火木金	http://toy	外科、内科:JACCS, VISA, masterc	○	○	○	○

医療機関名、住所、電話番号、対応診療科と対応外国語、利用可能なクレジットカード、24時間365日対応可否等の情報が記載されています。

なお、リストへ掲載する医療機関は各都道府県が選出しているため、掲載をご希望の医療機関は、各都道府県の衛生主管（局）にお問い合わせ下さい。

【参考：観光庁HP】「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について：[https://www.mlit.go.jp/kankochou/page08\\_000192.html](https://www.mlit.go.jp/kankochou/page08_000192.html)